

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学赴任旅費支給規程

平成16年4月1日
規程第 69 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に採用された役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに本学に転籍を命じられた職員のうち、その採用及び転籍のため移転した者に対し支給する旅費について必要な基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員の職務 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（平成16年規程第44号）に規定する報酬を受ける者の職務をいう。
 - (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
 - (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (4) 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため旧居住地から新居住地に旅行し、又は本学に転籍を命ぜられた職員がその転籍に伴う移転のため旧居住地から新居住地に旅行することをいう。
 - (5) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 2 この規程において「何級の職務」という場合には、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号）に規定する一般職基本給表による当該級の職務及び一般職基本給表の適用を受けない者について国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費赴任支給細則（平成16年細則第14号。以下「赴任旅費支給細則」という。）に定めるこれに相当する職務をいうものとする。
- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、本学から半径8キロメートル以内の地域とし、その境界線は町等の境をもって定め、別表第1の地域とする。

(旅費の支給)

第3条 役職員が赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員が赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職、休職若しくは採用又は転籍の内定取消（以下「退職等」という。）となったとき（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）は、当該役職員に対し、旅費を支給する。

3 役職員が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第1号又は国立大学法人奈良先端科学技術大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第20条第1項、同条第2項第1号若しくは第4号の規定に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に採用又は転籍の内定を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で赴任旅費支給細則に定めるものを旅費として支給することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う居住地の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う居住地の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 旅行雑費は、赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第7条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第8条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条にて同じ）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第9条 役職員が、居住地を在勤地以外に移転した場合、その路程が旧居住地から本学までの路程より大きいときは、当該旅行については本学を目的地として旅費を支給する。

（旅費の請求手続）

第10条 旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の赴任届及び請求書に必要な資料を添えて、所定の期間内に経理責任者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 前項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式その他の必要な事項は、赴任旅費支給細則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 役員の職務にある者（「職務にある者」という場合は採用又は転籍によりその職務にある者になることを予定する者を含む。以下同じ。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ハ 1級の職務にある者については、下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) やむを得ない事情により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 役員の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

- 第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。
- 2 役員の職務にある者が特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った料金

(車賃)

- 第14条 車賃の額は、旅客運賃による。

(日当)

- 第15条 日当の額は、別表第2の定額による。
- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合には、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定に係わらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

- 第16条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第2の定額による。
- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

- 第17条 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

- 第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。
- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1

に相当する額

- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが採用された日又は転籍を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任のあと扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 学長は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第19条 着後手当の額は、別表第2の日当定額の5日分及び赴任に伴い新居住地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはそれぞれに規定する額とする。

- (1) 新在勤地に到着後直ちに宿舎若しくはこれに準ずる宿舎、寮等に居住できる場合又は自宅に入る場合 別表第2の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 別表第2の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (3) 第1号以外の場合でその移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 別表第2の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

（扶養親族移転料）

第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、採用された日又は転籍を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - ロ 6歳以上12歳未満の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額（ただし、航空賃に相当する部分についてはその移転の際における当該役職員相当の額を限度として現に支払った額）
 - ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際

における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額（ただし、鉄道賃又は船賃のうち特別車両料金又は特別船室料金に相当する部分については、当該役職員相当の額）を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。
 - (3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 役職員が採用された日又は職員が転籍を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を採用された日又は転籍を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（在勤地内旅行の旅費）

第21条 在勤地内における旅行については、次条第1項第2号又は第3号に該当する場合には当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料を支給する。

（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）

第22条 在勤地外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第11条、第12条又は第14条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (3) 採用又は転籍を命ぜられた役職員が、国又は他の国立大学法人等が設置した宿舎を明け渡すことを命ぜられ、居住地を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 第15条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、赴任の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から新居住地までの前職務相当の旅費

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

- 2 前項本文の場合において、第19条第1号の規定の適用については、本邦到着の場合には、外国からの到着地を旧居住地と見なす。

(鉄道賃)

第25条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務又は7級以上の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 役員の職務又は7級以上の職務にある者がやむを得ない事情により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) やむを得ない事情により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第26条 船賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員の職務又は7級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下2級以上の職務にある者については役員の職務又は7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃
 - ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、役員の職務又は7級以上の職務にある者については中級の運賃、6級以下の職務にある者については下級の運賃
 - ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 役員の職務又は7級以上の職務にある者がやむを得ない事情により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) やむを得ない事情により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者のうち学長については、最上級の運賃
 - ロ 役員の職務にある者（イに該当する者を除く。）、7級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として旅費支給細則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする6級又は5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - ハ 6級以下の職務にある者（ロに該当する者を除く。）については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務又は7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃

- ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
 - (4) 役員の職務にある者がやむを得ない事情により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

- 第28条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。
- 2 第25条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。
 - 3 食卓料の額は、別表第3の定額による。
 - 4 第15条第3項、第16条第2項及び第17条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

- 第29条 赴任の際扶養親族（採用された日又は転籍を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧居住地から新居住地まで随伴する場合の移転料の額は、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第3の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。
- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人をこえる者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
 - (2) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ赴任旅費支給細則で定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 第20条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について、第18条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第30条 着後手当の額は、新居住地の存する地域の区分に応じた別表第3の
日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第31条 扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで
随伴するとき支給する。

2 前項の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、採用された日
又は転籍を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際におけ
る年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、
航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の
2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、
船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の
3分の2に相当する額(ただし、航空賃に相当する部分については、その
移転の際における役職員相当の額を限度として現に支払った額)

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第20条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族
移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第32条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証
手数料、外貨交換手数料、入出国税、航空券発券手数料、旅客サービス施設
使用料等の実費額による。

(同一地域内旅行の旅費)

第33条 第22条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定は、外国の同
一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第
1項第1号中「第11条、第12条又は第14条」とあるのは、「第25条、
第26条又は第27条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 学長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した
場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規
程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常
必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえる
こととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことが

できる。

- 2 学長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第35条 学長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第36条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、赴任旅費支給細則で定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

別表第1（第2条関係） 在勤地として定める地域

在勤地として定める地域	生駒市、奈良市、四条畷市、枚方市、交野市、精華町、木津町及び京田辺市の全域
-------------	---------------------------------------

別表第2（第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条関係）

1. 内国旅行の旅費(日当、宿泊料及び食卓料)

区 分		役員の職務にある者	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日当(1日につき)		3,000円	2,600円	2,200円	1,700円
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	14,800円	13,100円	10,900円	8,700円
	乙地方	13,300円	11,800円	9,800円	7,800円
食卓料(1夜につき)		3,000円	2,600円	2,200円	1,700円

備 考

1. 宿泊料の欄中甲地方とは、次の各号に規定する地域とする。
 - 一 埼玉県 さいたま市
 - 二 千葉県 千葉市
 - 三 東京都 特別区
 - 四 神奈川県 横浜市、川崎市
 - 五 愛知県 名古屋市
 - 六 京都府 京都市
 - 七 大阪府 大阪市、堺市
 - 八 兵庫県 神戸市
 - 九 広島県 広島市
 - 十 福岡県 福岡市
2. 宿泊料の欄中乙地方とは、1に規定する地域以外をいう。
3. 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものと見なす。

2. 移転料

区 分	役員の職務にある者 又は7級以上の職務 にある者	6級以下4級以上の職 務にある者	3級以下の職務にある 者
鉄道50キロメートル 未満	126,000円	107,000円	93,000円
鉄道50キロメートル 以上100キロメートル 未満	144,000円	123,000円	107,000円
鉄道100キロメートル 以上300キロメートル 未満	178,000円	152,000円	132,000円
鉄道300キロメートル 以上500キロメートル 未満	220,000円	187,000円	163,000円
鉄道500キロメートル 以上1,000キロメー トル未満	292,000円	248,000円	216,000円
鉄道1,000キロメー トル以上1,500キロメー トル未満	306,000円	261,000円	227,000円
鉄道1,500キロメー トル以上2,000キロメー トル未満	328,000円	279,000円	243,000円
鉄道2,000キロメー トル以上	381,000円	324,000円	282,000円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルと見なす。

別表第3（第28条、第29条及び第30条関係） 外国旅行の旅費

1. 日当、宿泊料及び食卓料

区 分		役員の職務にある者	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日 当 (1日に つき)	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円	5,300円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円	4,400円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円	3,600円
	丙地方	5,100円	4,500円	3,800円	3,200円
宿 泊 料 (1夜に つき)	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円	16,100円
	甲地方	21,500円	18,800円	16,100円	13,400円
	乙地方	17,200円	15,100円	12,900円	10,800円
	丙地方	15,500円	13,500円	11,600円	9,700円
食 卓 料		7,700円	6,700円	5,800円	4,800円

備 考

1. 外国は、次の各号に規定する地域に区分するものとする。

一 北米地域

北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

二 欧州地域

ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

三 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

四 アジア地域(本邦を除く。)

アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

五 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

六 大洋州地域

オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)

七 アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

八 南極地域

南極大陸及び周辺の島しょ

2. 表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

一 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

二 甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として1で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

三 乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

四 丙地方

アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として1で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

3. 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2. 移転料

区 分	役員の職務にある者又は7級以上の職務にある者	6級以下4級以上の職務にある者	3級以下の職務にある者
鉄道100キロメートル未満	141,000円	116,000円	95,000円
鉄道100キロメートル以上500キロメートル未満	188,000円	154,000円	126,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	269,000円	220,000円	180,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	338,000円	276,000円	226,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	425,000円	348,000円	285,000円
鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満	521,000円	428,000円	350,000円
鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満	575,000円	471,000円	386,000円
鉄道10,000キロメートル以上15,000キロメートル未満	628,000円	514,000円	421,000円
鉄道15,000キロメートル以上20,000キロメートル未満	680,000円	556,000円	456,000円
鉄道20,000キロメートル以上	734,000円	601,000円	493,000円

備 考

1. 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルと見なす。